

# 委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### （業務スケジュール管理表）

**第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### （Web会議【発注者指定型】）

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### （Web検査【発注者指定型】）

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web検査実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web検査実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### （業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

**第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### （情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

**第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### （重点調査）

**第12条** 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。

3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。

5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

#### **（本業務の特記仕様事項）**

**第13条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

別紙「防潮堤耐震性能照査設計業務特記仕様書」による。



2 業務計画の内容	<p>(1) 管理技術者          ・管理技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)          ・管理技術者の手持ち業務数</p> <p>(2) 照査技術者（設計業務の場合）          ・照査技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)          ・照査技術者の手持ち業務数</p> <p>・</p> <p>(3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式）          ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント          ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等）          ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等）          ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）          ・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）          ・業務に使用する主な図書及び基準等</p> <p>(4) 再委託等          ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 (別紙可)          ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 (別紙可)</p> <p>(5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等          ・調達（手持ち）機材の有無 (別紙可)</p>
3 業務受注状況等	<p>(1) 現在の受注状況          ・県発注業務の受注件数 (別紙可)          ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数 (別紙可)</p> <p>(2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数 (別紙可)</p> <p>(3) 保有技術者数 (別紙可)</p>

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

別記様式

# 業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

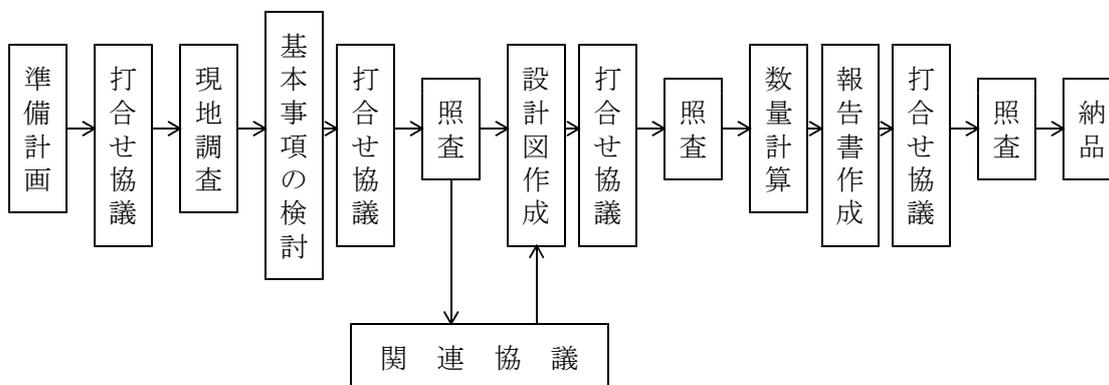
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点，制約条件等

・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。
---------------------------

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

・ 必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。
----------------------------------

2. 概略の業務工程

- ・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること。）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月		〇〇月		技術者計	
	10	20	10	20		
準備・計画						
現地調査						
〇〇概略検討						
路線選定						
照査						
打合せ協議						
関連協議						
管理技術者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
照査技術者			〇〇	〇〇		〇〇
技師 A	〇〇		〇〇	〇〇		〇〇
技師 B	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇
技師 C		〇〇		〇〇		〇〇
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等：コンサルタント業務のみ）

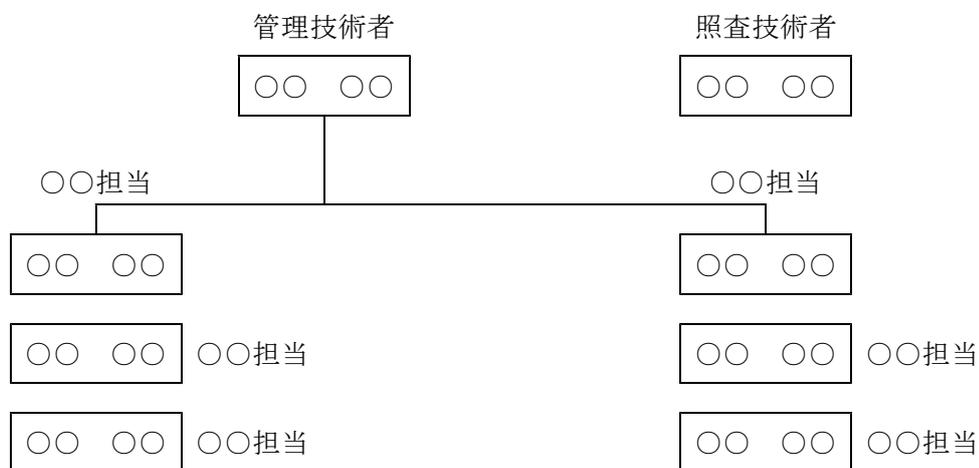
- ・ 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）

- ・ 管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）

- ・ 仕様書等に基づき，成果品の内容，部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・ 当業務に使用する図書及び基準等について，法令，指針等必要と考えられるものを記載する。

# 防潮堤耐震性能照査設計業務特記仕様書

## 1. 業務概要

本業務は、徳島小松島港海岸（港口地区）における防潮堤の老化に伴う補修に対する防潮堤の詳細設計を実施するものである。津波高潮に対する検討もすること。

## 2. 業務内容

### （1）計画準備

本業務の実施にあたり、特記仕様書及び既往資料等の内容を把握し、業務遂行の基本方針を決定する。また、人員配置、工程計画立案等により全体作業の円滑な遂行を図るための方策を検討し、業務計画書を作成する。

### （2）現地踏査

既存施設の配置、利用状況及び支障物件の有無等を調査し把握する。なお、既存施設のひび割れ調査も行うこと。

### （3）資料収集整理

防潮堤設計に必要となる長寿命化計画、地質調査成果、地震波形、設計計画上の津波高等の資料を収集整理する。

### （4）標準断面検討

標準断面検討においては、港湾台帳に示す断面区分毎に代表断面を設定し、永続状態及び変動状態の安定照査に基づく構造規模設定を行う。

安定照査における地震動は、徳島小松島港のレベル1地震動（国土交通省）として構造形式に対応した設計水平地震度の算定を行う。また、地質調査結果によってはレベル2地震動に対する検討も行う（有限要素法による時刻歴応答解析を想定）。

標準断面検討は1断面を想定しているが、現地踏査等で1断面以上に必要がある場合は、変更契約の対象とする。

### （5）細部設計

防潮堤の平面（法線）・縦横断計画を検討し設定するとともに、取付部、排水工等の詳細設計を行う。なお、既設防潮堤の修繕の検討も行う。

### （6）施工計画

構造形式及び周辺施設の状況を踏まえ、施工の方法、手順、工程等の検討を行い、施工計画を立案する。

### （7）設計図面作成

工事に必要となる設計図面を作成する。

### （8）数量計算

工事発注に必要となる数量計算書作成する。

### （9）照査

業務内容の一切の照査を行う。

### （10）報告書作成

設計の目的、設計内容、設計書等を整理して報告書を整理する。

### （11）平面図・縦横断作成

平面図・縦横断図の作成については、「R4 徳土 徳島小松島港海岸（和田島地区他） 小・和田島他 海岸施設長寿命化計画策定業務」で施行した点群データを基に作成すること。

なお、上記で作成が不可能な場合、監督員と協議の上、設計及び工事発注に必要な測量業務を行うこと。

### 3. 許可申請等

当該施設の管理は、東部県土整備局（徳島）港湾管理担当（小松島サービスセンター）行っているため、港湾管理担当と協議を行い、申請書等が必要な場合は、申請を行うこと。協議等の結果については、監督員に報告すること。なお、申請等の費用については、諸経費に含まれるものとする。

### 4. 土質調査

本業務に必要な土質調査は、「R7 徳土 徳島小松島港海岸（港口地区） 小・横須 土質調査業務」で施行した。成果報告を基にして設計に使用すること。

### 5. 引渡し前における成果物の使用について

既存施設のひび割れ等の補修について、早急に行う必要があり、令和8年度内に補修工事完成を目指している。早期発注するので、早急に調査を行い、補修設計・数量計算・図面等作成を行うこと。土木建築工事設計業務等委託契約書第35条の規定に基づく引渡し前における成果物の使用行う事にする。

### 6. 成果品

共通仕様書に基づく成果品等を提出にあたり、当該業務は、電子納品対象外であるが、電子納品にて提出するものとする。報告書の印刷・製本は1部とし、電子納品は正・副あわせて2枚とする。

なお、別途監督員が必要と判断した場合は、協議を行った上で提出するものとする。

### 7. その他

上記およびその他疑義が生じた場合は、協議を行った上で決定するものとする。